

土日で資格が取れます!



労働安全衛生法（作業主任者）

軒の高さ5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付け作業においては作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他必要な事項を行わさせなければならないことが労働安全衛生法に定められています。

<関係法令>

労働安全衛生法第14条

労働安全衛生規則第16条

労働安全衛生施行令第6条15の4

場所	キャタピラー教習所 新潟教習センター
講習名 開催日	◆木造建築物の組立て等技能講習(2日間) 7月7日(土)~8日(日)
定員	20名 (定員になり次第、締め切らせて頂きます)
受講資格 及び 受講料金	満21歳以上で木造建築物の構造部材の組立て等の作業に 3年以上従事した経験のある方 (受講申込書に事業主の方の実務経験証明印が必要となります) 受講料 18,500円(テキスト代及び消費税込) ◆建設労働者確保育成助成金対象コース

新潟労働局長登録教習機関(登録番号第129号)

キャタピラー教習所 新潟教習センター

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

お問い合わせ先

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612